

中小企業職場環境改善支援補助金のご案内

○ 補助の対象者は次のすべてに該当する事業者です。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者
- (2) 市内に事業所があり、そこで事業を営んでいる者

○ 補助の対象となる事業・対象経費・補助金額は、次のとおりです。

補助事業	対象経費	補助金の額
(1) 従業員の職場環境改善のための研修会等参加支援事業	働き方改革やメンタルヘルス等従業員の職場環境改善のための研修会等への参加費及び講師謝礼等 ※ただし、企業が負担したものに限る。	補助金の額は、対象経費の2分の1以内で、補助事業(1)～(3)の合計で10万円を限度として、予算の範囲内で交付する。 ただし、同一企業につき同一年度に1回を限度とする。
(2) 従業員の労働環境改善のための事務室、作業場、休憩室等の環境向上事業	エアコン、扇風機、電子レンジ、冷蔵庫、テーブル、いす、マッサージチェア等従業員の労働環境改善のための備品購入費 ※ただし、企業の設備投資にあたるような費用や、備品設置のための工事費、土地取得費は除く。	
(3) 従業員の子育て応援のための環境向上事業	ベビーベッド、授乳のためのつい立て等子育て応援のための備品購入費 ※ただし、企業の設備投資にあたるような費用や、備品設置のための工事費、土地取得費は除く。	

○ 申請受付 平成29年10月2日～予定数30件に達するまで（平成29年度分）

○ 申請手続きは、次のとおりです。 ※ が事業者の手続きになります。

※事業の申請 ※事業着手前に申請してください。

- ①補助金等交付申請書 ②事業計画書 ③収支予算書
④市内で事業を営んでいることがわかる書類の写し（「登記事項証明書」または「確定申告書」または「開業届」）
⑤事業の内容がわかる見積書等の写し



補助金等交付決定通知



※事業の実施



※事業の完了 ※事業の完了後1ヶ月以内に提出してください。（提出期限：平成30年1月末）

- ①補助事業等実績報告書 ②事業実績書 ③収支決算書
④補助事業に要した経費の支出を証する書類の写し
⑤購入備品を設置した職場の写真（(2)及び(3)の事業） ⑥協議会指定のアンケート用紙



補助金等確定通知



※補助金等交付確定後すぐに提出してください。

- ①補助金等交付請求書



補助金交付

★ ★ ★ 申請・問合せ先 ★ ★ ★

鹿沼市雇用・移住・定住促進協議会事務局（鹿沼市役所経済部産業振興課商工振興係）

TEL：0289-63-2182